

水田でのヒメトビウンカの防除適期が早まる見込みです。 イネ縞葉枯病対策のため、適期に防除しましょう。

イネ縞葉枯病は、ヒメトビウンカによって媒介されるウイルス病であり、多発するとイネが減収します。発病すると治療はできないため、ヒメトビウンカを対象とした防除が重要です。本年は気温が高めに推移しており、水田でのヒメトビウンカの防除適期が早まる見込みですので、イネ縞葉枯病対策のため、適期に防除を行いましょう。

[現在の状況]

- ① 5月23日現在、有効積算温度から計算した水田におけるヒメトビウンカ第一世代成虫の産卵最盛日は、平年よりやや早い～早いと予測される（表1）。
- ② 5月中下旬現在、県西、県南地域の小麦圃場におけるヒメトビウンカの10回振りすくい取り虫数は、平年並である（表2）。
- ③ 1月下旬～2月に採集したヒメトビウンカ越冬世代幼虫におけるイネ縞葉枯ウイルス保毒虫率は、県西、県南、県央地域16地点中8地点で5%以上*の高い値であった（令和6年3月21日発表 病害虫速報No.3 参照）。

* 農業研究所作成のマニュアルにおいて、育苗箱施用等による薬剤防除を推奨する値。

表1 水田におけるヒメトビウンカ第一世代成虫の予測産卵最盛日および予測防除適期

アメダス地点	古河	下館	下妻	つくば	土浦	笠間	水戸	
予測産卵最盛日 ¹⁾								
本年	6/3	6/7	6/6	6/7	6/4	6/12	6/10	
平年値 ³⁾	6/9	6/13	6/12	6/13	6/11	6/17	6/15	
予測防除適期 ²⁾	本年	6/3-10	6/7-14	6/7-14	6/8-15	6/5-12	6/12-19	6/10-17

1) 今後の気温が平年並に推移した場合の有効積算温度から予測した産卵最盛日（5月23日現在）。

2) 予測産卵最盛日から7日後までの期間。

3) 前年から過去10年間の平均値。

表2 小麦圃場におけるヒメトビウンカの10回振りすくい取り虫数（5月中下旬調査）

調査地域	すくい取り虫数（頭/10回振り）		
	本年値	過去8年平均値 ²⁾	順位 ³⁾
県西・県南 ¹⁾	57.1	68.5	5位/9年

1) 県西7地点（平成28年は5地点）、県南2地点。

2) 平成28年～令和5年の8年間の平均値。

3) 本年を含む過去の調査年数における本年値の順位。5位/9年は、本年を含む過去9年中5位であることを示す。

[防除対策]

- ① ヒメトビウンカに対する防除適期が早まる見込みのため、本田防除を行う場合は、表1の防除適期をよく確認し、適期に防除を行う。
なお、今後の気温の推移によっては、表1に記載した産卵最盛日および防除適期は数日程度変わる可能性がある。
- ② イネ縞葉枯病の発生地域で、近年、育苗箱施用剤を使用してもなお本病の発生が多かった水田や、本年育苗箱施用剤を使用しなかった水田等では、表3を参考にヒメトビウンカを対象とする本田防除を行う。
- ③ 無人航空機や乗用管理機等による本田散布を行うことができない場合は、表4を参考に投げ込み型の殺虫剤による本田防除を行う。
- ④ 育苗箱施用と本田散布の体系防除を行う場合は、薬剤抵抗性の発達を抑えるため、IRACコードの異なる薬剤を選択する。
- ⑤ イネ縞葉枯病抵抗性品種を作付けしている水田であっても、ヒメトビウンカの増殖場所となるため、本病の多発生地域では防除を行う。

表3 水稻のヒメトビウンカ防除に使用できる主な本田散布薬剤 (令和6年5月1日現在)

薬剤名	本剤の使用回数 ¹⁾	有効成分の種類	同左毎の総使用回数	IRACコード ²⁾
スミチオン乳剤	2回以内	MEP	3回以内 ³⁾	1B
トレボン乳剤	3回以内	エトフェン [®] ロックス	3回以内	3A
エクシードフロアブル	3回以内	スルホキサフロル	3回以内	4C

1) 使用方法「散布」の登録内容

2) 殺虫剤抵抗性対策委員会 (IRAC) により、殺虫剤の有効成分を作用機構により分類し、コード化したもの

3) 但し、種もみへの処理は1回以内、育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内

表4 水稻のヒメトビウンカ防除に使用できる投げ込み型の殺虫剤 (令和6年5月1日現在)

薬剤名	使用方法	本剤の使用回数	有効成分の種類	同左毎の総使用回数	IRACコード ²⁾
なげこみトレボン ¹⁾	水田に水溶性容器のまま投げ入れる。	3回以内	エトフェン [®] ロックス	3回以内	3A

1) 湛水状態の水田に処理し、処理後、少なくとも3~4日は湛水状態を保ち、散布後7日間は落水・かけ流しをしない

2) 殺虫剤抵抗性対策委員会 (IRAC) により、殺虫剤の有効成分を作用機構により分類し、コード化したもの

(注意事項)

- ・ 農薬を使用する際は、ラベルに記載されている使用基準、注意事項を必ず確認のうえ使用する。
- ・ 飼料用として作付けしている稲へ農薬を使用する際は、「「飼料として使用する籾米への農薬の使用について」の一部改正について (平成21年4月20日付21消安第658号・21生畜第223号関係課長通知)」および「稲発酵粗飼料用稲に係る農薬使用について (令和6年2月20日付5畜産第2444号畜産局飼料課長通知)」に記載された使用方法等に従う。

本病の特徴や防除対策の詳しい内容については、茨城県農業総合センター農業研究所発行の下記マニュアルもご参照ください。

「イネ縞葉枯病防除マニュアル (茨城県版)」

https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/noken/documents/r3_shimahagare_manual.pdf



「イネ縞葉枯病防除マニュアル (茨城県版) ~指導者向け~」

https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/noken/documents/r3_shimahagare_manual_syosai.pdf

